

おり、2017（平成29）年度当初予算では全職員の処遇を2%改善した。また、一律の処遇改善に加え、努力が評価され、将来に希望が持てるよう技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築した。具体的には、経験年数が概ね7年以上の中堅職員に対しては月額4万円、経験年数が概ね3年以上の職員に対しては月額5万円の処遇改善を行っている。また、2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019（平成31）年4月から更に1%の処遇改善を行うこととしている。

2018（平成30）年度当初予算においては、保育士資格取得事業の対象者の拡大や、保育士試験による資格取得支援事業の支給対象期間を拡大するとともに、保育補助者の雇い上げ支援及び保育体制強化事業の拡充を行った。

また、2018年度第2次補正予算においては、保育士の業務負担軽減を図るため、保育園等におけるICT化の推進を支援するとともに、保育士資格の取得や保育園等への再就職を目指す者等に対する修学資金の貸付等の支援を盛り込んだ。

2019年度当初予算においては、特に潜在保育士等の復職に向けた支援を強化することとし、保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入することでより細かなマッチングを行うための支援や、離職後のブランクが長くなった潜在保育士の復職に係る不安を解消するための研修等に要する費用の支援を行うこととしている。

こうした総合的な支援に力を尽くし、更なる保育人材の確保に取り組んでいくこととしている。

第2-1-8図 保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材（新たに約7.7万人）を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【27補正～：30次補正で貸付原資等の積み増し】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円（月額）など
- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算～】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施→29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用）【30予算～】

就業継続支援

- 保育園等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【30次補正】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習）【30予算～】
 - ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円））【30予算～】
- 保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））
 - ・対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者）【29予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの拡充（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。（補助額700万円）【令和元予算】
- 潜在保育士再就職支援事業（新規）
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）【令和元予算】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円）【28補正～：30次補正で貸付原資等の積み増し】

資料：厚生労働省資料

3 「小1の壁」の打破

放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が共同で、2014（平成26）年7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することとしている。同プランでは、2019（平成31、令和元）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、合計で約122万人分の受け皿を確保すること、全小学校区（約2万か所）

で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。

なお、2018（平成30）年9月には、2019年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。同プランは、「放課後子ども総合プラン」の進捗を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（第2-1-9図）

「新しい経済政策パッケージ」（2017（平成29）年12月8日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、2018年度末までに前倒しすることとし、引き続き、放課後児童クラブの受け皿の整備を図る。また、放課後児童クラブの整備費の国

第2-1-9図 「新・放課後子ども総合プラン」の全体像

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

資料：厚生労働省資料

庫補助割合の嵩上げ等が行われている。

さらに、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2018年11月現在、1,171の市区町村、18,749か所で実施されている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、2018年5月現在、1,619市区町村、25,328か所で実施され、123万4,366人の児童が登録されている。(第2-1-10表)

放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」については、2015(平成27)年4月から、2016(平成28)年に改正された「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、設備などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき「放課後児童健全育成事業」を実施することとなっている。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、「放課後児童クラブ運営指針」(2015年3月)を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての一定水準の質の確保及び向上を図っている。

さらに、2019(令和元)年度当初予算では、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023(令和5)年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図っている。

放課後子供教室の推進

文部科学省では、2017(平成29)年3月の「社会教育法」(昭和24年法律第207号)改正を踏まえ、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進しており、その一環として、保護者や地域の方々等の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため「放課後子供教室」を推進している。

2018(平成30)年度当初予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室の計画的な整備、プログラムの充実を図っており、2019(令和元)年度当初予算においても「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室の推進を図ることとしている。

第2-1-10表 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

	放課後児童クラブ (2018年5月現在)	放課後子供教室 (2018年11月現在)
実施か所数	25,328か所	18,749か所
実施市区町村数	1,619市区町村	1,171市区町村
登録児童数	1,234,366人	—

資料：文部科学省及び厚生労働省資料